

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率について公表します。

●令和6年度決算に基づく健全化判断比率等

健全化判断比率

(単位：％)

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.29	20.00
連結実質赤字比率	—	17.29	30.00
実質公債費比率	11.9	25.0	35.0
将来負担比率	69.6	350.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないため「—」と記載しています。

資金不足比率

(単位：％)

会計名	令和6年度決算	経営健全化基準
上水道事業会計	—	20.0
簡易水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0

※各会計において資金不足額が生じていないため、「—」と記載しています。

●地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成21年4月に全面施行されました。

・健全化判断比率等の公表

毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければなりません。

・財政の早期健全化

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、早期健全化団体となり、財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力による財政の早期健全化に取り組まなければならない。

- ・ 財政の再生

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生団体となり、財政再生計画を策定し、国の管理下で確実な財政の再生を実行しなければなりません。

- ・ 公営企業の経営健全化

早期健全化基準に相当するもので、資金不足比率が経営健全化基準以上となると経営健全化団体となり、経営健全化計画を策定し、公営企業の経営健全化に取り組まなければなりません。

●各比率の説明

- ・ 実質赤字比率

一般会計等に生じている赤字額を、市の財政規模に対する割合で表したものです。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

標準財政規模：当該団体の標準的な一般財源の規模

- ・ 連結実質赤字比率

実質赤字比率に、国民健康保険、介護保険、水道、下水道事業など、市で運営しているすべての会計を加えた市全体の赤字額の比率です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 実質公債費比率

一般会計が支払う借入金（地方債）の償還額（公債費）のほか、老人ホーム建設の負担金、公営企業や一部事務組合の借入金償還の負担分などの実質的な公債費の大きさを、市の財政規模に対する割合で表したものです。

また、実質公債費比率は、各年度で算出したものの3か年平均値で表すこととなります。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

準元利償還金：次のイからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

・将来負担比率

実質公債費比率が単年度支出で算出するのに対して、将来負担比率はこれから先の負債がどのくらいあるのかを示す比率です。

借入金の残高や、福祉施設建設への負担、公営企業や事務組合の借入金への負担金、職員の退職金など、将来財政を圧迫する可能性のある負債の大きさを、市の財政規模に対する割合で表したものです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担額：次のイからヌまでの合計額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を

勘案した一般会計等の負担見込額

チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

リ 連結実質赤字額

ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第 241 条の基金

・資金不足比率

水道事業や下水道事業などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額：

資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払遅延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

事業の規模：事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額